

月刊Eニュースレター
Vol 01 第 04 号
2020年9月

ボトムライン

WHAT'S INSIDE

- 直接税 2
- 間接税 3
- 会社法及び関連法 4
- CFO の展望 5
- M&A 5
- 弊社ニュース 6
- 用語集 7
- 当社概要 8

主要な指標

Indices 指数

BSE SENSEX	38,628	2.72%	▲
NSE NIFTY50	11,388	2.84%	▲
NASDAQ Composite	11,775	9.59%	▲
NIKKEI 225	23,140	6.59%	▲

Currency 通貨

米ドル・ルピー	73.25	2.22%	▲
ユーロ・ルピー	87.44	0.92%	▲
英ポンド・ルピー	97.93	0.10%	▲
二本円・ルピー	0.69	2.35%	▲

注記: 2020年8月31日時点の前月比をパーセンテージで表示しています。
参照: Yahoo Finance, Investing.com

直接税

通知・通達

非対面での税務調査、上訴と納税者憲章の導入

非対面での税務調査と上訴および納税者の憲章が導入されたことで、「透明な課税システム-正直を尊重する」のためのプラットフォームがもたらされました。非対面での税務調査と納税者の憲章は即時適用開始され、非対面での上訴は2020年9月25日から適用されます。中央政府への納税と国際税務に関するものを除くすべての通知は2019年の非対面税務評価スキームを通じてインドオンライン税務評価センターにより発行されることとなります。この点について詳細なガイドラインが発行されました。

2020年8月13日CBDT通達No. 187/3/2020/ITA-I and Notification No. 60/2020-CBDT

CBDTがMAPガイダンスを発行しました

CBDTは納税者、税務当局及び協定パートナーのためMAPガイダンスに関する詳細情報を発行しました。

その内容には以下のものが含まれます:

- 概要と基本情報
- MAPへのアクセスと拒否
- 技術的な課題
- MAP結果の実装.

2020年8月7日通達No. 500/09/2016-APA-I

司法判断

土地の強制収容に関する税金は対価受取りの年度に課税

土地収用の対価から生じるキャピタルゲインに関する税金は、通知がなされた日や土地収容の日ではなく対価が支払われた年に徴収されることが決定されました。

Raj Pal Singh v. Commissioner of Income-Tax (Supreme Court)

採用するバリュエーションの規則の選択は、税務調査対象者の裁量へ

56条(2)(viib)及び規則11UA条の規定の適用に関して、税務調査対象者は株式の公正市場価値を評価するための所定の方法の1つを選択できます。調査対象者が規則によって認められた方法を選択した場合調査官はそれを別の方法に変更する権限を持っていません。

Karmic Labs Pvt. Ltd. v. Income tax Officer, Mumbai ITAT (ITA No.3955/Mum/2018)

紙面上の裏付けがあっても株式引受申込人が存在しないことの反証は別途必要

本件では査定対象者は株式引受申込人に高いプレミアム値で株式を発行しました。取引の真正性とこれらの投資家の信用力は調査官によって確かめることができませんでした。また申込人に送付された通知は受領されず返送され、払込金の全額が原因不明の現金の増加として収入に計上されていました。申請者の信頼性と取引の真正性を証明するのは被査定者の義務であると判断されました。査定対象者が単に一定の文書を提出しただけでは、所得税法の規定に基づいて課せられた査定対象者の証明責任から解放されるということはありません。

KNS Realtors Pvt. Ltd [TS-428-ITAT-2020(DEL)]

非対面での税務調査の導入、上訴と納税者憲章

採用するバリュエーションの規則の選択は、税務調査対象者の裁量へ

CBDTがMAPガイダンスを発行



理由を指定しない143条(1)に基づく通知での仮払いTDSの否認は法律上認められません

裁判所は143条(1)に基づき、発せられた通知において、理由なく仮払い源泉徴収税(TDS)を否認することは非論理的であり法に反するものと判断しました。さらに裁判所はそのような通知はバンガロールの中央処理センター(CTC)によって機械的に生成された情報でしかないと確認しました。その後、

査定対象者に意見を聞く機会が与えられたのち、通知は保留とされ、調査官(AO)に差し戻されました。

AWP Assistance (India) Pvt. Ltd [TS-403-ITAT-2020(DEL)]

間接税

通知・通達

正味現金GST債務に対してのみ利息が課されることとなります

2019年の金融法によるCGST法の改正がなされ、仮払税金と相殺した後の現金支払いでの正味の税金債務に対してのみ利息が課されることとなりました。これは2020年9月1日から効力を発します。GST理事会は2017年7月1日からこのような遡及的な修正をするよう勧告していたことに留意し、当局はそれまでの期間の租税債務に対する事後的な課税はしないとのプレスリリースを発表しました。

Notification No. 63/2020-Central Tax dated August 25, 2020 & Press Release by CBIC dated August 26, 2020

GST登録のためにアダール認証が必要に

GST登録を取得するためアダール認証を提供するようにCGST法が修正されました。認証がない場合、登録の許可の前に事業所の実地検証が必要となります。

Notification No. 62/2020-Central Tax dated August 20, 2020

裁判例/事前判決

土地の賃貸借に関する仮払GST

土地は不動産のさらなる建設のため賃貸借されています。CGST規則のセクション17(5)に従って賃料見込費用(リースプレミアム料金)、賃貸借及びメンテナンス費用に対して支払われるGSTは仮払GSTとして利用することはできません。

M/s Daicel Chiral Technologies (India) Private Limited (AAR Telangana)

正味現金GST債務に対してのみ利息を課すよう改正予定；過去の期間に遡ることはありません

土地は不動産の建設のために賃貸されているため、仕入税額控除は賃料相当費用・賃料に関しては認められません

逆転課税システム(Inverted duty structure)の場合仕入サービスでの仮払税金の払戻しの拒否は違法



逆転課税システムの場合の仕入サービスへの税額の払戻し

逆転課税システム(Inverted duty structure)における仕入サービスへの課税額の積み重ねに関して、払戻しを認めないCGST規則は、CGST法54条(3)の趣旨に反するものとされました。当局は、申立人に対し、この払戻しを認めるよう指示しました。

VKC Footsteps India Pvt Ltd v. Union of India (Gujarat High Court)

SCNに記載された期限より前の査定通知

SCN(GST法上の通知)にて定められた期限が到来する前に査定対象者に対する事前の通知なく査定通知がなされた場合、それは法の一般原則に反するものとして、無効とされました。

Shiv Kishore Construction Private Limited v. Union of India & others (Patna High Court)

海上貨物輸送に関して支払われた税金の払い戻し

Mohit Mineralsとインド政府の訴訟でグジャラート州高等裁判所が払戻しをしないことが税務当局の越権行為として宣言した判決を受けて、海上輸送に関して支払われたIGSTの払戻し要求した申立人に対して払戻しがされました。

Bharat Oman Refineries Ltd. v. Union of India and others (Gujarat High Court)

保証期間中のアフターサービスへの課税

車の販売後の保証期間中に修理とサービスが提供されており、そのサービスが申立人によって海外メーカーの代理としてインド顧客に対してなされており、そのようなサービスの費用の償還が海外メーカーよりなされている場合、そのサービスの受領者は個人消費者ではなく海外メーカーとみなされます。

M/s Volvo - Eicher Commercial Vehicles Ltd. (AAAR Karnataka)

企業及び関連法

AGM延期のための申立てに対しては柔軟に検討される

2020年3月31日までの会計年度に関する定時株主総会を2020年9月30日までにビデオ会議(VC)またはその他の音声ビデオ会議(OAVM)でも実施できない企業は管轄の会社登記局(ROC)に最大3か月の延長を申請できます。その申請は2020年9月29日までに行う必要がある。

MCA General Circular No. 28/2020 dated August 17, 2020

消費者への返済猶予による債務不履行は信用格付けに影響しません

投資家の利益を保護し証券市場の発展を促進するために、SEBIはすべての登録された信用格付機関に通達を発行しました。通達はRBIによって許可されたもの及び新型コロナウイルス感染症によるロックダウンを受けてなされた返済猶予に関して、債務不履行の認定基準の緩和を提供しています。この緩和措置は2020年12月31日まで続くものとされています。

SEBI Circular No. 160/2020 dated August 31, 2020

中央銀行(RBI)による救済

秩序正しい市場状況と相性の良い財政状況を確認するためのRBIによる措置が発表されました。

- イ. 2千億インドルピーに上る政府証券の同時購入および売却を含む特別な公開市場の運営
- ロ. 銀行が長期レポ事業の下で資金を利用している場合、取引を取り消すオプションを提供しました
- ハ. 新たな上限の元、SLR証券の新規取得を保持するための手当が発表されます

RBI Press Release No. 263/20-21 dated August 31, 2020

秩序正しい市場状況を確認するためのRBIによる措置

AGM延期のための申立ては柔軟に検討

消費者への返済猶予による債務不履行は信用格付けに影響しない



の展望

ICAIがインドの会計基準(Ind-AS)の元での財務報告の概念フレームワークを通知

MCA新しいビジネス責任報告フレームワークを提案

ICAIがインドの会計基準(Ind-AS)の元での財務報告の概念フレームワークを通知

ICAIは国際会計基準と統一することを目的としてIASBの概念に準拠したInd ASに基づく財務報告のフレームワークを開発しました。ICAIによる概念フレームワークの改訂によりさまざまなInd-ASも修正することが推奨されており、それらは今後適宜発表されていきます。

ビジネス責任報告書(BRR)の新しいフレームワークが推奨されています

MCA/パネルはビジネス責任報告書(Business Responsibility Reporting)に関して、新しい報告フレームワークを提案しました。これは、非金融パラメータに関する企業の意図及び報告範囲をより適切に反映するためのもので、特にバリューチェーン、労働福祉、経済活動への女性の参加に重点を置いています。

インドの中央銀行は新型コロナウイルス感染症からの再生の改革をリストアップしました

パンデミック状況による経済の不振を考慮してインド中央銀行はロックダウンによってなされた経済的損害を回復するための複数の改革のリストを発表しました。主な改革案には鉄鋼、石炭、電気、鉄道などの一部のセクターにおける資産の収益化、また、土地、労働力、電力の構造改革を推進するためのGST理事会の設立、そして、ソーラーパネルの生産促進、鉄道へのFDIの促進などが含まれます。

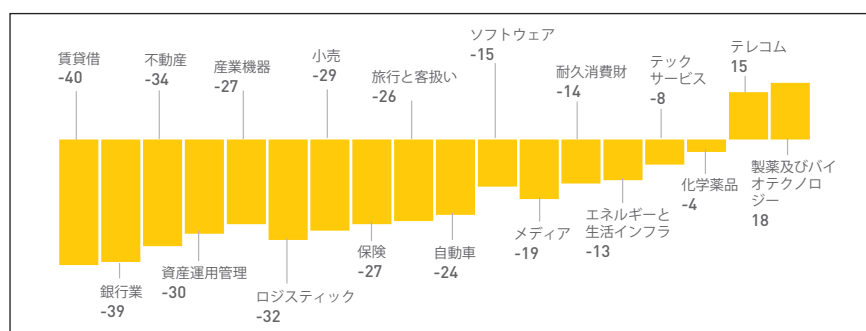
合併と買収

合併と買収は新型コロナウイルス感染症落ちる後に上昇すると予測

合併と買収に新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルス感染症の危機は世界経済を最低水準に引き込みました。インドでは、経済成長の原動力の衰退とM&Aのトレンドと時価総額の急激な低下が生じ、平時の常識が打ち壊された状態から本会計年度は始まりました。

2019年12月31日から2020年5月31日における時価総額の変化(単位: %)



出典: McKinsey analysis of CapitalIQ

21年度の第1四半期にインドの企業はM&A(価格基準)が昨年の同時期と比較して55%減少しましたがテクノロジーベンチャーであるジオプラットフォームのみが250億米ドルの案件を生み出し、市場の動きを感じさせました。しかしながら、中小企業がキャッシュフローの危機に直面していることと関連して、新しいM&Aの機会もインドに訪れています。また世界的なビジネスの封鎖により、現金を保有するインド企業にはチャンスをもたらしており、各社は世界の有望な資産に対して目を光らせています。

COVID-19の後のM&Aの回復は以下の要素からもたらされるでしょう:

・資産売却とカーブアウト

パンデミックが発生する前は債務を負担した子会社は主に親会社割り当てられた資本で生き残っていました。COVID-19後のシナリオでは資本が不足するため子会社も困難な時期を経験すると見込まれます。複合企業でのキャッシュの逼迫と共にカーブアウトの必要性は特に非中核部門では増加する可能性があります。

・大企業には買収のチャンス

FMCG、製薬、小売部門では危機により中堅企業に流動性圧力がかかりました。これらのセクターで成功するには強力な配当とフットプリントが必要です。懐の深い大企業は市場で強いホールドを持っているブランドを求めています。リライアンスによるFutureグループの買収はその好例と言えます。

・有望な地政学的条件

COVID-19状況下で、いくつかの国は単一の国に製造及び供給拠点を依存していることに関して再検討をしています。世界的な供給ショックにより、国々は生産と供給の多様化を余儀なくされています。インドは投資先を移転しようとする企業にとって価値のある代替手段になると強調しています。

弊社ニュース



ウェビナー

インドのデジタル課税の解説(2020年8月12日)

講演者: スニール・アロラ(ムンバイ共同事業長・税務パートナー)とラジブ・アリヤ(ジョン・デヴィス(パートナー)とともに会計とビジネスサポートの全インド担当)と、 マーカス・シャレイ (Armanino LLP 取締役)

COVID-19状況下での移転価格(2020年8月13日)

講演者: K・ベンカトラマン(税務ナショナルヘッド)、カルティクSS(税務副ディレクター)とモハマッド・リジュワン(税務副マネージャー)ワードトレードセンターチェンナイと共同開催

CFOの責任—スタートアップに関する直接税及び間接税 (2020年8月17日)

講演者: スンダル・ラジャン(会計及びビジネスサポート部門パートナー), G ヴィスワナタン(取締役)とPP サントス・クマル(会計及びビジネスサポートサポート部門マネージャー), Crescent Innovation and Incubation Council(CIIC)と共同開催

COVID-19状況下のインドにおける取引形成:財務的, 法的及び税務上の見解 (2020年8月18日)

講演者: ASA LLPより, スニール・アロラ(ムンバイ共同事業長・税務パートナー)とニチン・アロラ(取引サービスパートナー)と共にDMD Advocatesのスマットシャルマ(コーポレート部門パートナー)とサンチト・ジョリ(税務部門パートナー)

COVID-19状況下の駐在員課税2020年8月19日

講演者: 野口覚司(SCS Global)と河野一治(Corporate Catalyst India),日本の横浜インドセンターと共同開催

パートナーによる記事

嵐の中のナビゲート2020年8月2日

著者 - ASA & Associate LLPより, サンディーブ・カンナ(戦略部長)とサンディーブ・グプタ(会計及びビジネスサポート、間接税部門パートナー)。EUnitedのNHS GmbHより, カトリナ・ノレンボーグ(の認定税理士)とジェタロ・シアンスキ(事務局長)

ASA & Associate LLPとEUnitedのNHS GmbHがヨーロッパの製造会社のビジネス継続性に関する共同レポートを共同で発行しました。

COVID-19状況下における運転資本と財務管理 2020年8月4日

著者: サンディーブ・グプタ(会計及びビジネスサポート、間接税部門パートナー) 雑誌『モトリングトレンド』に掲載されたこの記事は最近の不確かな時期に運転資本と財政を管理するための実用的なヒントを提供します。

新型コロナウイルス感染症時代後の物流会社 2020年8月版

著者: プラティート・ミタル(監査部門パートナー) 新型コロナウイルス感染症が物流部門に与える影響と企業にとって不景気な効果に対して整流がNIRCのグルグルラム支部のニュースレターに掲載されました。

中小規模の会計実務におけるキャリア(SMPs) 2020年8月11日

ACCAのプロフェッショナルインサイトレポートはスニール・アロラ(ムンバイ共同事業長・税務パートナー)をインタビューし、彼の意見を発行しました。レポートではグローバルな60ヶ所以上の中小規模の会計慣行による人材の魅力、育成と保持の詳細なやり方を説明しました。

創業者に破産倒産法の適用をより真剣に受け止めるようAnil Ambani氏 対して個人破産適用 2020年8月21日

Business TodayはASA & Associatesのヒマンシュ・スリバスタバ(ビジネスアドバイザーサービス部門パートナー)にNCLTについて面接し個人の破産手続きに関する見解を公表しました。

GLOSSARY



AAAR

Appellate Authority for Advance Ruling

AAR

Authority for Advance Ruling

AGM

Annual General Meeting

AO

Assessing Officer

AY

Assessment Year

CBDT

Central Board of Direct Taxes

CBIC

Central Board of Indirect Taxes & Customs

CGST Act

Central Goods and Services Tax Act, 2017

CGST Rules

Central Goods and Services Tax Rules, 2017

COVID-19

Coronavirus Disease 2019

DTAA

Double Tax Avoidance Agreement

FDI

Foreign Direct Investment

FMCG

Fast Moving Consumer Goods

FY

Financial Year

GST

Goods and Services Tax

HC

High Court

IASB

International Accounting Standards Board

ICAI

Institute of Chartered Accountants of India

IGST

Integrated Goods and Services Tax

Ind-AS

Indian Accounting Standards

ITAT

Income Tax Appellant Tribunal

ITC

Input Tax Credit

M&A

Mergers and Acquisitions

MAP

Mutual Agreement Procedures

MCA

Ministry of Corporate Affairs

OAVM

Other Audio-Visual Means

Q

Quarter

RBI

Reserve Bank of India

ROC

Registrar of Companies

SCN

Show Cause Notice

SEBI

Securities and Exchange Board of India

SGST

State Goods and Services Tax

SLR

Statutory Liquidity Ratio

TDS

Tax deducted at Source

u/s

Under section

VC

Video Conference



お客様からのご意見は大変貴重なものです。お気づきの点がございましたらご連絡をおねがいいたします。
連絡先: editorial@asa.in

当社概要

弊社は企業戦略、監査、税務専門家、金融及び市場解析等全てのサービスを提供致します

サービス

- 会計とビジネスサポート
- 監査
- ビジネスアドバイザー
- 税務
- トランザクションアドバイザー

地域ごと特性及び分野ごとの専門に特化したチームが組織され、専門的知見と経験を豊富に有するリーダーがこれを率いています。そして、インド全土に質の高いサービスを提供することが可能です

弊社の強みは人、プロセス、そして専門生です。



ASA & ASSOCIATES LLP



本社

ニューデリー
Aurobindo Tower
81/1 Third Floor Adchini
Aurobindo Marg
New Delhi 110 017 INDIA
T +91 11 4100 9999

アーメダバード
306 - B, Pinnacle Business Park
Corporate Road, Prahlad Nagar
Ahmedabad, 380 015 INDIA
T + 91 79 4891 5409

バンガロール
Level - 2, Park Square
No.150, 36th Cross
Jayanagar 7th Block
Bengaluru 560 082 INDIA
T +91 80 4151 0751

チェンアイ
Unit No. 709 & 710,
7th Floor 'Beta Wing'
Raheja Towers, New Number 177
Anna Salai, Chennai 600 002 INDIA
T +91 44 4904 8200

グルガオン
Times Square Fourth Floor
Block B, Sushant Lok 1
Gurgaon 122 002 INDIA
T +91 124 4333 100

ハイデラバード
Ammaram Unnathasan Reddy Tower
H No 1-11- 301/3 Ground Floor
Gagan Vihar Begumpet
Hyderabad 500 016 INDIA
T +91 40 2776 0423

コチ
Pioneer Tower
207-208 Second Floor
Marine Drive
Kochi 682 031 INDIA
T +91 484 410 9999

ムンバイ
68 Filmcenter
C-34 Third Floor
J Dadaji Road Tardeo
Mumbai 400 034 INDIA
T +91 22 4921 4000

全国的な提携オフィス
チャンディガール、コルカタ、プネ、ヴィジャカーバットナム、ネパール

www.asa.in

700 人のプロフ
ェッショナル社員

6000
の顧客

60 +
ヶ所の事務所

32 人のパートナー
及びディレクター

29 年の
経験

インド国内で8ヶ所の重要拠点にパートナー事務所があります。

インド国内の18ヶ所と海外で提携する6ヶ所の拠点が一緒になってグローバル基準とロカールの専門的知見を提供致します。



免責事項: この資料の情報は確実に精査されすべての情報が信頼できる情報源に基づいており、正確です。ただし、この資料は法律、税務、会計にその他に専門的な助言を提供するものではありません。特定の問題に対する対応を開始する前に適切な相談を受けることをお勧めします。